

景観形成基準チェックリスト

【市街地エリア】

届出者		行為地	糸満市
-----	--	-----	-----

■糸満市風景づくりの基本理念	■周辺景観の特徴・状況及び配慮事項
<p>糸満市ならではの風景を着実に「気づき、まもり、つくり、そだて、いかす」ことにより、市民の誰もが住み続けたいくなる、訪れる人にとっては何度でも訪れたいくなるようなまちづくりを目指し、「糸満人の誇りとともに一ひかり（活性化）、みどり（環境）、いのり（平和・文化）をつなぐ風景づくり」を実現していきます。</p>	

・周辺景観の特徴、状況を具体的に記入し、それに対して考慮したことを記入して下さい。

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項	
①建築物・工作物	配置・高さ	■高さについては建築基準法の規定 ^{※1} による。ただし、主要な眺望点からの眺望や海岸線や低地部から斜面緑地の緑の稜線を見上げた時の眺望を阻害しないように配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努める。	申請者 <input type="checkbox"/>		
		■緑の骨格軸である斜面緑地の近傍においては、その稜線を阻害しない高さ・配置となるように努める。	<input type="checkbox"/>		
		■商業地においては、低層階における歩行者の回遊性を創出するために、開放感、賑わいの演出に努める。	<input type="checkbox"/>		
		■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。	<input type="checkbox"/>		
	意匠・素材	■背景となる豊かな自然環境や歴史文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の風景に調和するよう努める。	<input type="checkbox"/>		
		■大規模な壁面を避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。	<input type="checkbox"/>		
	色彩	■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。	<input type="checkbox"/>		基調色 () アクセントカラー () 屋根の基調色 ()
		■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。	<input type="checkbox"/>		
		■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。	<input type="checkbox"/>		

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項
① 建築物・工作物	敷地・外構	■道路境界部では、生垣や芝などによる緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	
		■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。	<input type="checkbox"/>	
		■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。	<input type="checkbox"/>	
	緑化	■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。	<input type="checkbox"/>	
		■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。	<input type="checkbox"/>	
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫することとする。	<input type="checkbox"/>	
② 開発行為	■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫することとする。	<input type="checkbox"/>		
	■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。	<input type="checkbox"/>		
③ 土及び土変のそ地更形のの状他開のの壑	■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。	<input type="checkbox"/>		
	■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。	<input type="checkbox"/>		
④ 物件の堆積	■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	<input type="checkbox"/>		
⑤ 特定照明	■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。	<input type="checkbox"/>		

※1： 潮崎地区、南浜地区、武富地区においては地区計画の基準による。

<記入方法>

- ・各形成基準の項目に対して、配慮できているかどうかを確認し、チェック欄の□にレ点を入れてください。
- ・配慮事項について各事項に関して景観上配慮した、または工夫したことについて記入してください。
- ・具体的な数値について未定の場合は、その旨を記入し、配慮事項を記入してください。